

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20251117	広島第一交通株式会社(法人番号7240001014002) 代表者稻益強	広島県広島市西区草津港1丁目9番54号	江波	広島県広島市中区江波南2丁目1464番地2号	文書警告(処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和7年9月4日及び同年10月9日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)業務記録の記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項)	5	1